

育児休業支援手当金に係る Q & A

Q 1 育児休業手当金が支給されない休業は、育児休業支援手当金も支給されませんか？

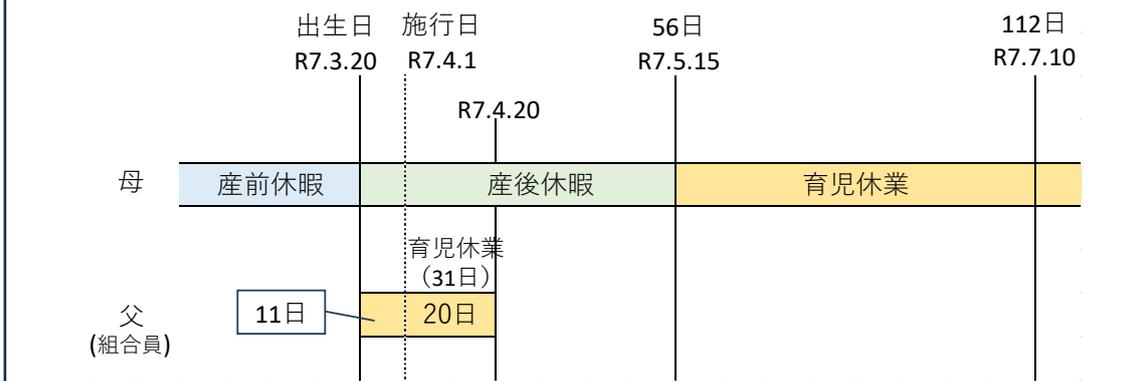
A 支給されません。

Q 2 令和 7 年 7 月 1 日から令和 7 年 7 月 14 日まで両親ともに育児休業等を取得した場合、育児休業支援手当金は何日分支給されますか？

A 育児休業支援手当金の支給対象日は週休日を除きますので、土・日曜日を除く、10 日分支給されることになります。

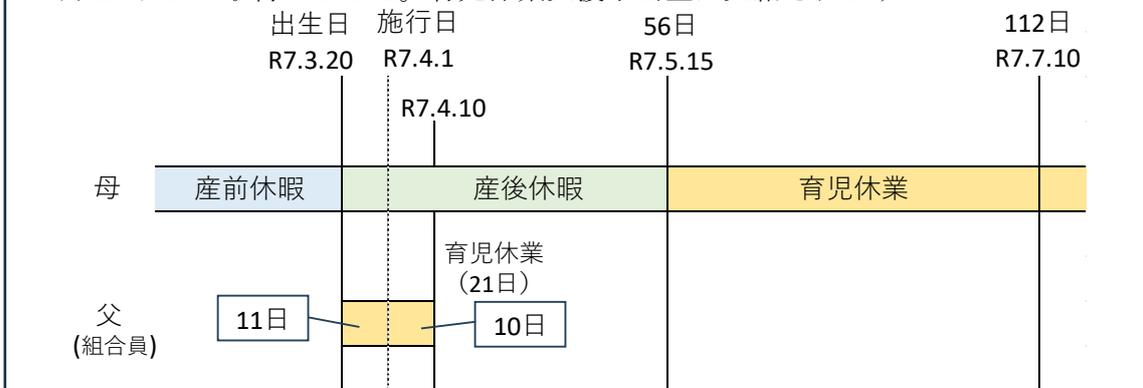
【組合員が父親（男性）の場合】

Q 3 令和 7 年 3 月 20 日生まれの子の育児休業を令和 7 年 3 月 21 日から令和 7 年 4 月 20 日まで取得しました。育児休業支援手当金は支給されますか？



A 令和 7 年 4 月 1 日以降に育児休業を取得した日数が通算 14 日以上であるため、支給されます。なお、支給対象日は週休日を除きます。

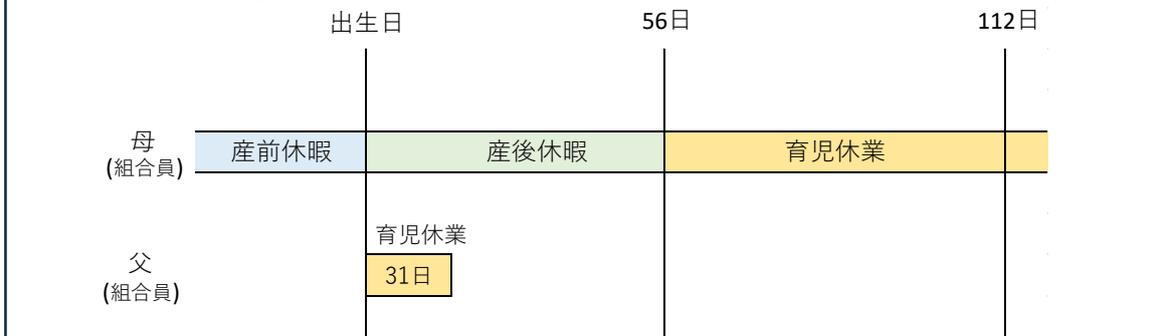
Q 4 令和 7 年 3 月 20 日生まれの子の育児休業を令和 7 年 3 月 21 日から令和 7 年 4 月 10 日まで取得しました。育児休業支援手当金は支給されますか？



A 令和 7 年 4 月 1 日以降に育児休業を取得した日数が通算 14 日以上でないため、支

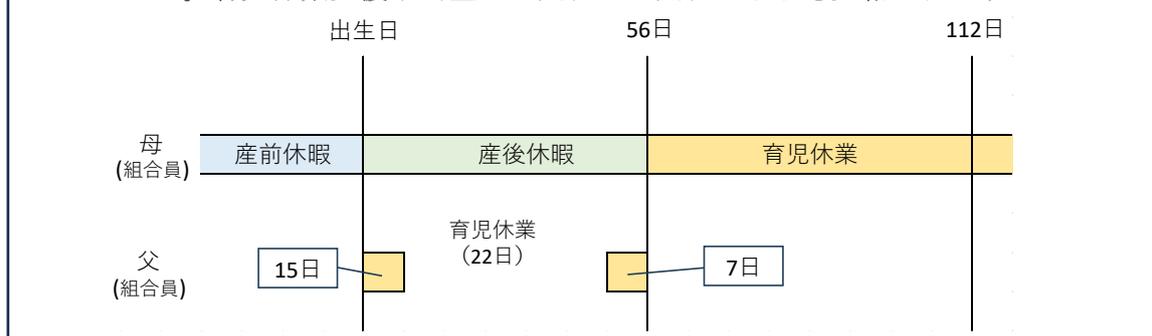
給されません。

Q5 両親ともに地方公務員の共済組合員です。下記の図のように育児休業を取得した場合は、母親と父親どちらにも育児休業支援手当金は支給されますか？



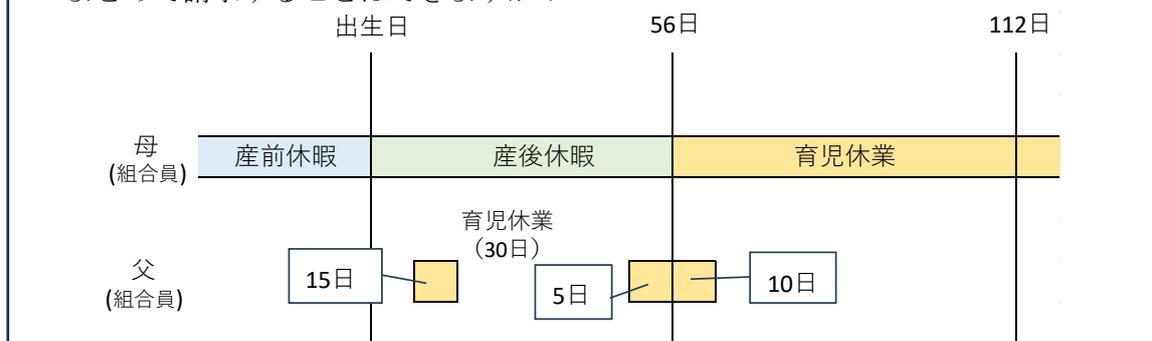
A 両親ともに要件を満たしているため、母と父どちらにも育児休業支援手当金が支給されます。なお、支給対象日は週休日を除きます。

Q6 子の出生の日から起算して56日を経過する日の翌日までに育児休業を2回取得しました。育児休業支援手当金は1回目と2回目どちらも支給されますか？



A 子の出生の日から起算して56日を経過する日の翌日までに父親が育児休業した日数が通算して14日以上あるため、1回目と2回目どちらも支給されます。

Q7 2回目の育児休業を子の出生の日から起算して56日を経過する日の翌日を挟んで取得しました。育児休業支援手当金は支給されますか？また、1回目と2回目をまとめて請求することはできますか？



A 子の出生の日から起算して 56 日を経過する日の翌日までの期間分（15 日＋5 日＋1 日分※）は、育児休業支援手当金が支給されます。なお、支給対象日は週休日を除きます。

※子の出生の日から起算して 56 日を経過するまでで 15 日＋5 日分、56 日を経過する日の翌日までの期間で＋1 日分の合計 21 日分となる。

また、育児休業を 2 回以上に分けて取得した場合は、まとめて請求することができます。請求書の『育児休業支援手当金請求期間』欄に請求期間を 2 段に分けて記載してください。

(記載例)

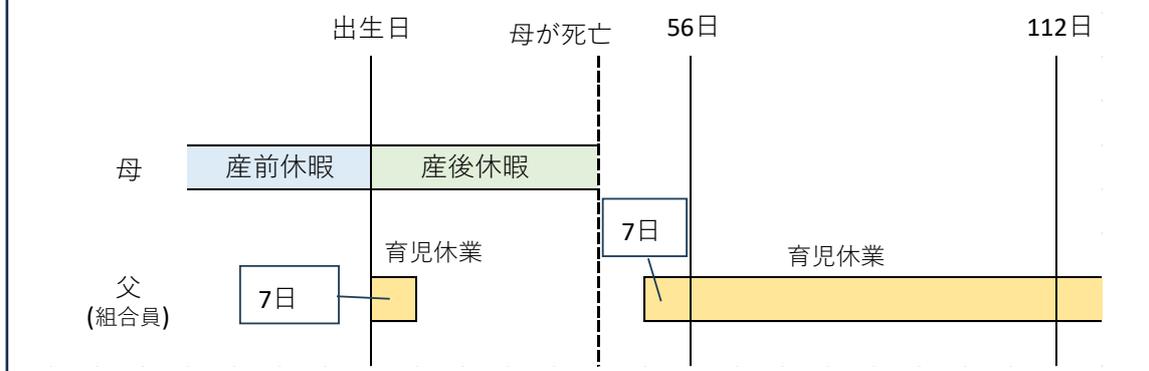
育児休業支援手当金 請求期間 <small>*最大28日分※2</small>	令和 7 年 6 月 6 日から 令和 7 年 6 月 20 日まで
産後休暇期間	

なお、既に 1 回目の育児休業支援手当金を請求済で、2 回目の育児休業支援手当金を請求する場合は、請求書の『○子の出生から 8 週間以内の育児休業承認期間』の（1 回目）の欄に請求済である 1 回目の請求期間を記載のうえ、『育児休業支援手当金請求期間』の欄に 2 回目の請求期間の記載をお願いします。

(記載例)

育児休業支援手当金 請求期間 <small>*最大28日分※2</small>	令和 7 年 7 月 22 日から 令和 7 年 7 月 27 日まで
産後休暇期間 (組合員が女性の場合)	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで
雇用保険からの育児休業給付/出生後休業支援給付金の支給	<input checked="" type="checkbox"/> 無 (雇用保険未加入・支給要件に満たなかった・その他) <input type="checkbox"/> 有 ※支給不可。雇用保険法の規定による給付金の支給を受けられるときは支給しません。
本請求に係る子に対して、過去に育児休業の取得状況がある場合のみご記入ください。	
○子の出生から 8 週間以内の育児休業承認期間	
(1回目) 令和 7 年 6 月 6 日から 令和 7 年 6 月 20 日まで	
(2回目) 令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	

Q 8 子の母親が死亡し、父親が子を養育するため下記の図のように育児休業を取得しました。育児休業支援手当金は支給されますか？



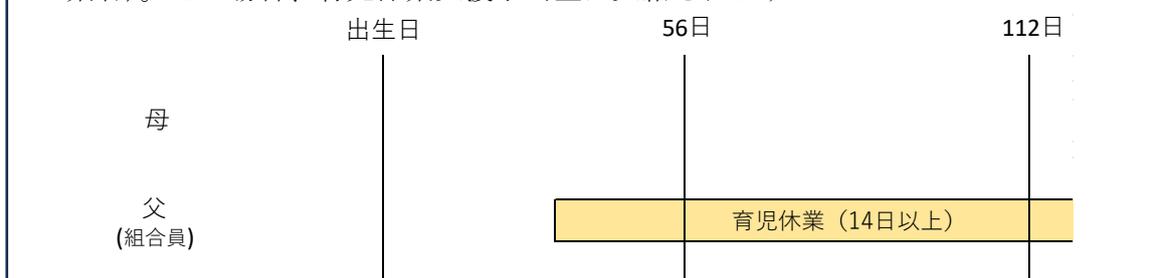
A 父親は子の出生の日から起算して 56 日を経過する日の翌日までに通算 14 日以上

の育児休業を取得しているため、育児休業支援手当金が支給されます。

また、子の出生日の翌日時点で組合員の配偶者が産後休暇を取得していることから、組合員の支給要件のみで請求することができるときに該当するため、組合員の配偶者が産後休暇を取得していることが確認できる添付書類が必要です。別紙1「育児休業等を取得する配偶者がいない場合の添付書類一覧」をご確認ください。

なお、子の出生日後56日以内に通算14日以上育児休業等を取得していなかった場合は、育児休業支援手当金は支給されません。

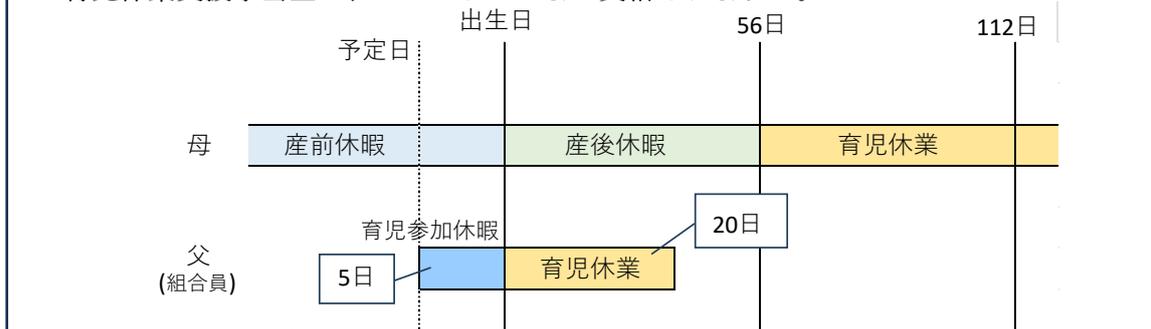
Q9 子の父親は対象期間内に育児休業を14日以上取得しています。子の母親は就労していますが、雇用される労働者ではありません（自営業者・フリーランス等、無業者）。この場合、育児休業支援手当金は支給されますか？



A 父親は、組合員の支給要件のみで請求することができるときに該当するため、育児休業支援手当金が支給されます。

また、添付書類が必要です。別紙1「育児休業等を取得する配偶者がいない場合の添付書類一覧」をご確認ください。

Q10 育児参加休暇を出産予定日から取得し、子の出生日以降は育児休業を取得しました。育児休業支援手当金は、いつからいつまで支給されますか。



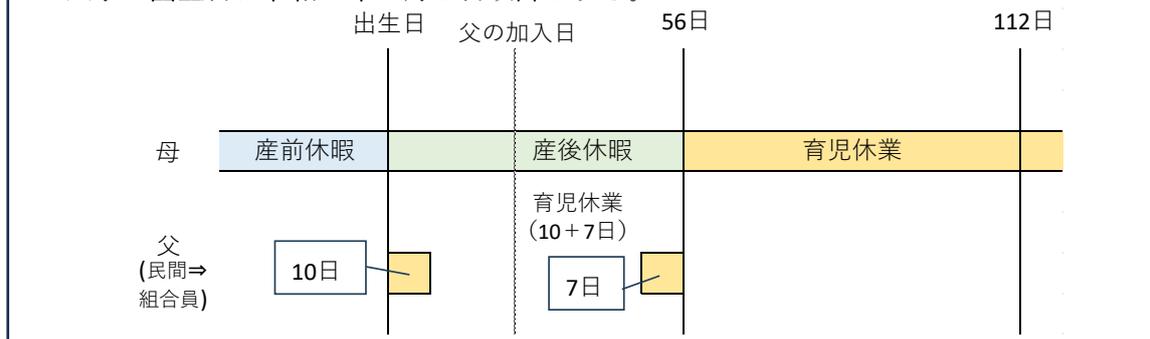
A 育児参加休暇は育児休業手当金及び育児休業支援手当金の支給対象外のため、育児参加休暇の取得期間は支給されません。

また、育児休業を当該子の出生予定日から取得できる場合であっても、育児休業支援手当金は、当該子の出生の日から起算して56日を経過する日の翌日までの期間に育児休業等を取得した日数が週休日を含む通算14日以上であるときに支給されますので、子の出

生予定日から子の出生日前日までは支給されず、子の出生日以降の 20 日分が支給されます。なお、支給対象日は週休日を除きます。

Q11 民間企業から地方公務員に転職しました。対象期間（当該子の出生の日から起算して 56 日を経過する日の翌日までの期間）内に育児休業を取得しましたが、以前の勤務先でも育児休業を取得しています。育児休業支援手当金は支給されますか？

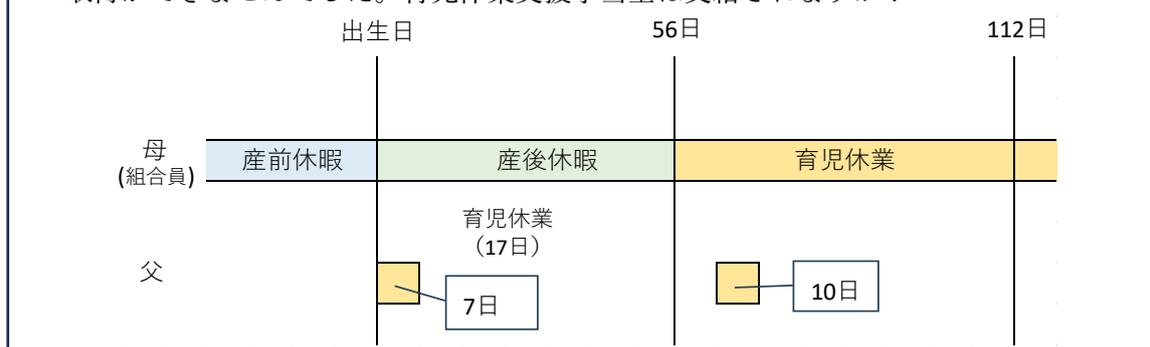
※子の出生日は令和 7 年 4 月 1 日以降とする。



A 父親の共済加入日以降に育児休業を取得した日数が週休日を含む通算 14 日に満たないため、当組合に加入して以降の育児休業を取得したことを確認できる書類だけでは支給されませんが、以前の勤務先で育児休業を取得したことを確認できる書類を提出できる場合は、以前の勤務先で取得した日数を合算し、17 日分の育児休業支援手当金が支給されます。なお、支給対象日は週休日を除きます。

【組合員が母親（女性）の場合】

Q12 子の父親が事業主から育児休業を拒まれ、対象期間内に通算 14 日以上の子育て休業の取得ができませんでした。育児休業支援手当金は支給されますか？

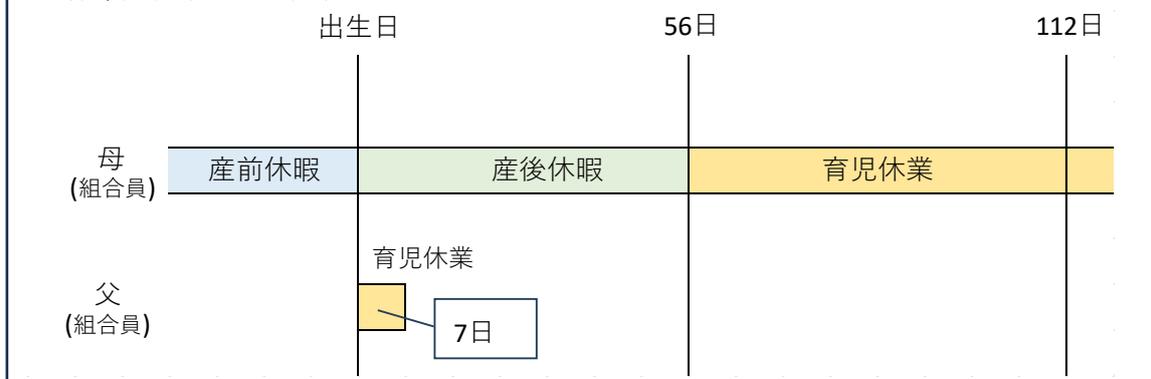


A 母親は、組合員の支給要件のみで請求することができるときに該当するため、育児休業支援手当金が支給されます。

また、添付書類が必要ですので、別紙 1 「育児休業等を取得する配偶者がいない場合の添付書類一覧」をご確認ください。

父親は、対象期間内に通算 14 日以上の子育て休業を取得していないため、育児休業支援手当金は支給されません。

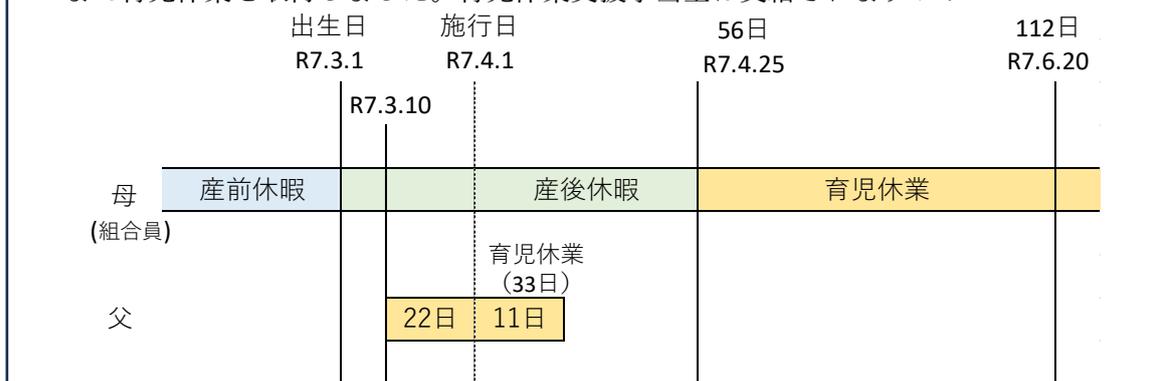
Q13 子の父親が本人の意思で育児休業を14日未満しか取得しませんでした。母親に育児休業支援手当金は支給されますか？



A 父親が本人の意思で育児休業を14日未満しか取得しなかった場合は、育児休業支援手当金の支給要件（組合員の配偶者が、組合員の子の出生の日から起算して56日を経過する日の翌日までの期間内に、配偶者育児休業等を取得した日数が週休日を含む通算14日以上であるとき）に該当しないため、母親及び父親のどちらにも育児休業支援手当金は支給されません。

なお、組合員の支給要件のみで請求することができるときに該当する場合は、母親にのみ育児休業支援手当金が支給されますので、別紙1「育児休業等を取得する配偶者がいない場合の添付書類一覧」をご確認ください。

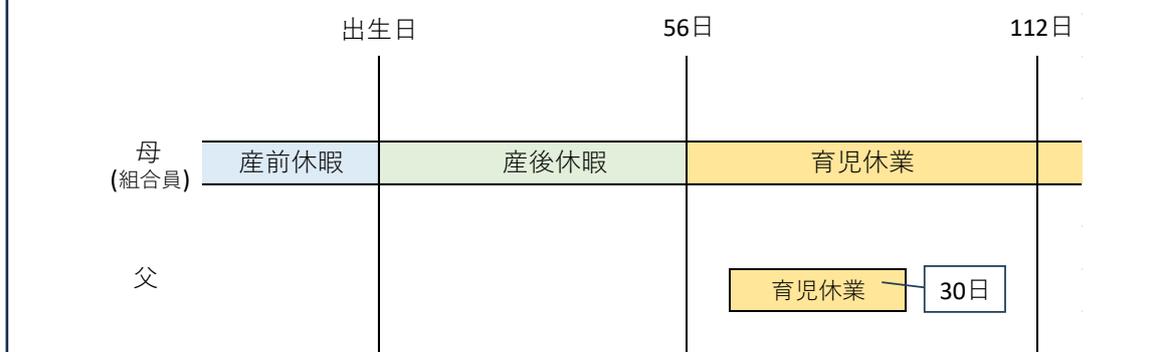
Q14 令和7年3月1日生まれの子の父親が、令和7年3月10日から令和7年4月11日まで育児休業を取得しました。育児休業支援手当金は支給されますか？



A 父親が、子の出生の日から起算して56日を経過する日の翌日までの期間に育児休業を通算14日以上取得している場合は、父親が令和7年4月1日以降に育児休業を取得した日数が通算14日に満たない場合でも母親に対して育児休業支援手当金が支給されます。

なお、父親は令和7年4月1日以降に育児休業を取得した日数が通算14日に満たないため、父親に対して育児休業支援手当金は支給されません。

Q15 子の父親が対象期間外(子の出生の日から起算して56日を経過する日の翌々日以後)に育児休業を通算14日以上取得しました。育児休業支援手当金は支給されますか？



A 父親が対象期間内に育児休業を取得しなかったこととなりますので、育児休業支援手当金の支給要件（組合員の配偶者が、組合員の子の出生の日から起算して56日を経過する日の翌日までの期間内に、配偶者育児休業等を取得した日数が週休日を含む通算14日以上であるとき）に該当しないため、母親及び父親のどちらにも育児休業支援手当金は支給されません。

なお、組合員の支給要件のみで請求することができるときに該当する場合は、支給されますので、別紙1「育児休業等を取得する配偶者がいない場合の添付書類一覧」をご確認ください。

Q16 育児休業支援手当金が支給されない場合でも、育児休業手当金は支給されますか？

A 支給されます。

育児休業支援手当金は、支給要件に該当する場合に育児休業手当金に上乗せして支給されるものですので、育児休業支援手当金の支給要件に該当しない場合でも、忘れずに育児休業手当金の請求は行ってください。

Q17 育児休業支援手当金を支給しないとき『同一の子について、当該組合員が5回以上の育児休業等（当該育児休業等を5回以上取得することについて、やむを得ない理由があるものとして総務省令で定める場合に該当するものを除く。）をした場合における5回目以後の育児休業等』の総務省令で定める場合とは、具体的にどのような場合ですか？

A 総務省令で定める場合については、地方公務員等共済組合法施行規則第2条の5の11に記載があり、次のとおりです。

その養育する1歳に満たない子について、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- ① 当該子に係る育児休業等の申出をした組合員について産前産後休業期間が始まったことにより、当該申出に係る休業をする期間が終了した場合であって、当該産前産後休業期間が終了する日（当該産前産後休業期間の終了後に引き続き当該産前産後休業期間中に出生した子に係る新たな育児休業等の期間が始まった場合には、当該新たな育児休業等の期間が終了する日）までに、当該産前産後休業期間に係る子の全てが、次のいずれかに該当するに至ったとき
 - ア 死亡したとき。
 - イ 養子となったことその他の事情により当該組合員と同居しないこととなったとき。
- ② 当該子に係る育児休業等の申出をした組合員について介護休業を開始するため、当該申出に係る育児休業等をする期間が終了した場合であって、当該介護休業の期間が終了する日までに、当該介護休業の期間の休業に係る対象家族が、次のいずれかに該当するに至ったとき
 - ア 死亡したとき。
 - イ 離婚、婚姻の取消、離縁等により当該対象家族と組合員との親族関係が消滅したとき。
- ③ 当該子に係る育児休業等の申出をした組合員について新たな育児休業等の期間が始まったことにより、当該申出に係る育児休業等をする期間が終了した場合であって、当該新たな育児休業等の期間が終了する日までに、当該新たな育児休業等の期間の休業に係る子の全てが、次のいずれかに該当するに至ったとき
 - ア 死亡したとき。
 - イ 養子となったことその他の事情により当該組合員と同居しないこととなったとき。
 - ウ 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 817 条の 2 第 1 項の規定による請求に係る家事審判事件が終了したとき（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 27 条第 1 項第 3 号の規定による措置が解除されたとき。
- ④ 当該子に係る育児休業等の申出に係る子の養育を行っている配偶者が死亡した場合
- ⑤ 前号に規定する配偶者が負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により当該育児休業等の申出に係る子を養育することが困難な状態になった場合
- ⑥ 婚姻の解消その他の事情により第 4 号に規定する配偶者が当該育児休業等の申出に係る子と同居しないこととなった場合
- ⑦ 当該子に係る育児休業等の申出に係る子が負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、14 日以上期間にわたり世話を必要とする状態になった場合
- ⑧ 当該子に係る育児休業等の申出に係る子について、保育所における保育等の利

用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われない場合

- ⑨ 当該子に係る育児休業等の申出をした組合員について出向をした日の前日において地共済法第70条の2第1項に規定する育児休業等をしている場合であつて、出向をした日以後も引き続き当該育児休業等をするとき（出向をした日以後も引き続き組合員であるときに限る。）